



専門学校 麻生看護大学校 厚生労働省指定  
 専門実践教育訓練給付金指定講座  
 看護科 通信課程 認可申請中

(1月末 決定予定)

最大60%  
 支給

専門実践教育訓練給付金とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)、または一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額(上限あり)をハローワークから支給する制度です。

給付対象者

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者(支給資格者)は、下記に該当される方に支給されます。

- ① **初めて**受給される方
- ② **平成26年10月1日より以前**に受給経験のある方  
 受講開始日までに通算して  
**2年以上の雇用保険の一般被保険者期間**を有していること。

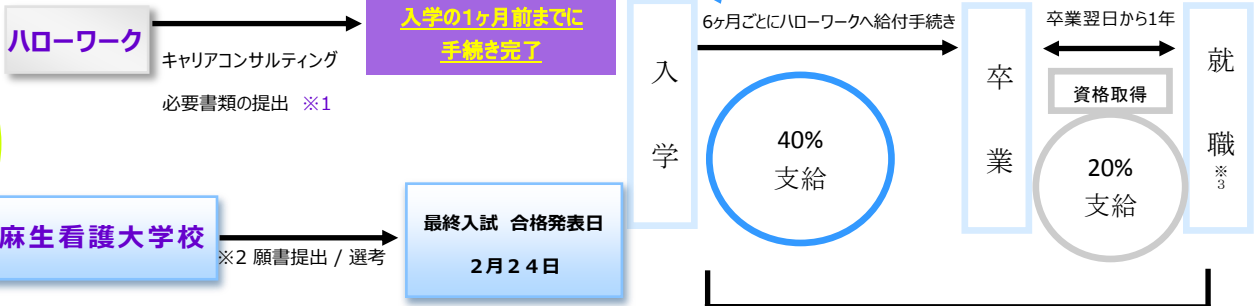
- ③ **平成26年10月1日以降**に受給経験のある方  
 前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日までの間に  
**10年以上の雇用保険一般被保険者期間**を有していること  
 (前回の給付を受けた受講開始日から10年以上の期間を要することとなります)。

お手続きの流れ・給付額

まずはハローワークにご相談ください。

ハローワークにて  
 支給要件確認

※ご自身で最寄りのハローワークにてご確認ください。



訓練受講中

教育訓練経費の40%(年間上限32万円)を  
 6ヶ月毎に支給申請に基づいて支給されます。

訓練終了後

修了日の翌日から1年以内に資格を取得して  
 雇用された場合、さらに教育訓練経費の20%  
 にあたる追加給付を受けることができます。

※1 **ハローワークでの手続きは、願書の提出前・後にかかわらず可能です。**お早めに手続きをお済ませください。

またキャリアコンサルティングには時間がかかる場合がありますので、余裕をもってお進めいただきますよう、お願いいたします。

※2 麻生看護大学校の受験方法については、募集要項にてご確認ください。

※3 資格を取得し、雇用保険一般被保険者になった場合に支給されます。詳しくはハローワークでお尋ねください。

受給中の提出漏れや書類不備による受給資格の失効については、本学での責任は負いかねますのでご了承ください。

お問い合わせ・入学相談室・ホットライン

0948-25-5999

〒820-0018 福岡県飯塚市芳雄町3-83  
 e-mail: info-iizuka@asojuku.ac.jp

麻生看護

検索

お問い合わせは  
 ホームページからも  
 受け付けています



Design your future 想像してごらん 自分の未来を